別紙２　プラスチック製容器包装の製造等の事業を行う者の脱炭素化再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（案）の変更点

プラスチック製容器包装の製造等の事業を行う者の脱炭素化再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（案）の意見募集実施時からの変更点は以下のとおりです。なお、修正箇所のページ番号はパブコメ公募案のページ番号です。

整理番号	修正箇所	修正内容	備考
1	p2 第１条第２項	明確化の観点から「再生プラスチックの利用量及び利用率」を「プラスチック製容器包装に係る再生プラスチックの利用量及び利用率」に修正。	技術的修正
2	p3 第３条	明確化の観点から「再生プラスチックの利用を促進」を「プラスチック製容器包装に係る再生プラスチックの利用を促進」に修正。	技術的修正
3	p4 第４条	明確化の観点から「再生プラスチックの利用量及び利用率」を「製造したプラスチック製容器包装に係る再生プラスチックの利用量及び利用率」に修正。	技術的修正
4	p5 第７条	「再生プラスチックの利用を促進することにより」とすべきところ、「再生プラスチックが利用されたプラスチック製容器包装を自ら輸入して販売することにより、」となっていたため修正。	技術的修正
5	p6 附則	「この省令は、令和八年四月一日から施行する。」と修正。	技術的修正